我が国の原子力行政について

ご紹介いただきました近藤です。本日は皆様にお話しする機会を与えてくださり、まことにありがとうございます。さっそく、ご要請に従い、我が国の原子力行政についてお話ししたいと存じますが、その前に、本年、3月11日、三陸沖を震源地にマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北地方沿岸部を中心に広い地域が巨大な津波に襲われ、多くの方が命を落とされましたこと、まことに痛ましく、犠牲者に心から哀悼の意を表します。

また、津波に襲われた東京電力福島第一原子力発電所の1号機から3号機は、主要な建物に4~5mの高さまで海水が押し寄せ、これに対する備えがなかったために電源や熱の最終逃がし場への道を失い、それぞれが大量の放射性物質を放出するに至りました。異常事態発生の通報を受けた政府は原子力災害対策本部を立ち上げ、発電所周辺30kmの範囲にお住いの住民の皆様に避難や屋内退避をお願いしました。現在は、周辺各地の放射線レベルが高くなっていることを踏まえて、そのレベルに応じて、より広範な地域で放射線安全の確保の観点から避難等の取組をお願いしている状況にあります。

原子力委員会は、原子力政策の一環として、原子力施設が大量の放射性物質を内包するものであることを踏まえて、その設計、建設、運転において放射性物質を大規模に放出する事故の発生確率を十分低くすることも目指すリスク管理活動を徹底すること、万一のそうした事故の発生に備えて原子力防災計画を策定するとともに対応の訓練を定期的に実施すること、さらに、そうした事故が発生して人々に被害が発生した場合にはどなたも間違いなく損害賠償を受けることができるよう原子力損害賠償制度を整備・充実することを政府と事業者に求めた上で、原子力施設がエネルギーセキュリティの確保、地球温暖化対策に効果的であることから、これの利用が国民生活の水準向上に寄与する公益性を有するとして、これの立地を地方自治体に受け入れ、共生していただくべくの条件

を整備することを重要施策にして参りました。

それにも拘わらず、このような事故が発生し、国民の皆様、とりわけ福島県の多くの皆様に不安な日々と避難所における不便な生活を強い、現在もなお、不安かつ不安定な生活環境において生活することをお願いせざるを得ない状況が続いていることについて、まことに申し訳なく、深刻に受け止めております。原子力委員会は、政府の原子力災害対策本部に法律上の位置づけはありませんが、事故発生以来、こうした不安と不便の最中にある多数の皆様のご苦労とご心痛を片時も忘れることなく、事故の収束と汚染レベルの低下を目指すこの本部の取り組みに、できるだけ多くの内外の専門家の知見を結集するべく、努力しているところです。

同時に、現在も、他の地域においては原子力発電所が運転を続けているわけですから、こうした地域の皆様の不安にも思いをはせています。ですから、委員会は、安全規制機関に対して、決意を新たにして、今回の事故の原因分析と教訓に立脚して実現されるべき安全性能を改めて明確にし、既存の原子力施設の運転においてこの性能が確保されていることをきちんと確認し、確保できないと判断される場合には、それが達成されるまでの間、法令に基づき運転を停止させるべきとの見解を 5 月初めに発したとしたところです。

さて、本論の原子力行政でございますが、お手元の資料の 1 ページにありますように、原子力基本法は、原子力の研究、開発及び利用の目的を将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することとした上で、この取組を平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとすることを基本方針とするとしています。ですから、原子力行政とは、この目的をこの基本方針の下で追求するために行政庁が行う規範定立、行政行為、行政契約等を指すと解されます。

現在、この任を担っている行政庁とその主な役割を 2 ページの図に示してあります。要すれば、原子力外交を外務省が、原子力利用に係る基礎・基盤的な研究開発を文科省が、エネルギーとしての原子力の推進に係る施策の推進を経済産業省資源エネルギー庁が、そして、原子力施設の安全規制に関する行政を原子力安全保安院と文部科学省が担っています。

原子力委員会の任務は、原子力安全委員会が所掌しています安全の確保のための規制に関するものを除く、原子力の研究、開発、利用に関する国の政策等を企画、審議、決定することです。で、原子力基本法は、原子力に関する国の施策の計画的遂行を図るために原子力委員会を置くとしていますから、委員会は、この国の施策の計画を定めるべきと考え、3ページにありますように、将来を展望して10年間程度の間におけるこの施策の基本的考え方を取りまとめた「長期計画」を、直近の2005年、平成17年にはこれを「原子力政策大綱」と名付けましたけれども、定め、これをほぼ5年ごとに見直してまいりました。

ここで、直近の長期計画である原子力政策大綱の要点を申し上げますと、 第一の柱は、安全性、核不拡散、そして核セキュリティを確保しつつ、 国民の理解と協力を得ながら、原子力発電及び放射線が国民生活の水準 向上に効果的に利用されていくよう、安全規制、核物質に係る保障措置、 核セキュリティに関するリスク管理を徹底することを要請していること です。これらの取組の要点は資料の4ページから7ページにまとめてご ざいます。

そして、そうした取組の効果的推進を前提にして、原子力発電に関しては、2030年以降も発電電力量の30-40%程度以上を担うことを目指して、原子力発電所の建設・運転、立地地域の発展の支援、人材育成、国民との対話と相互理解活動、関連産業体制の整備、そして、核燃料サイクル、放射性廃棄物の管理に至るまでの諸活動を、体系的かつ計画的に推進するべしとしてございます。8ページにはこれらの取組の結果、現在実現しているところを数字を入れて要約して示しています。

大綱の第二の柱は 9 ページにありますように、研究開発の取組です。これは 4 つの要素から構成されており、その第一は、現在利用されている軽水炉とその燃料サイクル技術に関して、その利用の安全を確保したり、より効果的に利用したりするための高経年化対策のような、いわば短期的視点に立った取組です。第二は、現在利用されているこれらの技術の陳腐化を見越して、これらを置き換えるための次世代原子炉の開発、高速増殖炉やその燃料サイクル技術の開発のような、いわば中期的視点に立った取組です。第三は、核融合に代表される革新的なエネルギー技術、あるいは革新的な放射線発生装置の実現可能性を探索する、いわば長期的視点に立った取組です。そして第四は、これらに共通する基礎・基盤的な科学技術に関する研究開発の取組です。大綱では、こうした取組のポートフォリオを適切な資源配分の下で、並行して推進するべしとしています。

第三の柱は、近年、各国において、エネルギー安全保障、地球温暖化対策が緊要な課題となっており、再生可能エネルギー、原子力発電、二酸化炭素回収・貯蔵技術に関する開発や導入の取組が活発に進められていますので、各国における原子力利用の取組が安全性、核不拡散、核セキュリティを高い水準で確保しつつ推進されるよう共同するとともに、共有する短期、中期、長期の課題を解決する多国間や国際機関を通じての研究開発等の国際協力の取組を積極的に推進するべしというものです。新興国の原子力発電導入支援、多国間の枠組みでの研究開発の推進、国際機関を通じての国際規範整備への協力などが中心的取組になります。

このような基本方針で施策を企画し、実行するための関係各省の予算は 10ページにありますように一般会計とエネルギー対策特別会計に係る 支出があり、全体で大体4000億円程度で、近年漸減傾向にあります。 近年のその支出の内訳を11ページに示します。主なものは交付金関係 と研究開発、安全規制行政活動といったところです。

この大綱の策定から5年が経過しましたので、委員会は、昨年末から、 今後10年を見据えた新しい原子力政策大綱の策定に向けた検討を開始 しました。そこでの中心的課題の一つは、12ページの図からもわかりますように、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から原子力発電と再生可能エネルギーがともに有力な選択肢あるところ、その比較検討を行うことでした。これまでのところ、コスト面では13ページにありますように、原子力発電が核燃料サイクルや廃棄物処理に係るコスト等を含めても圧倒的に優れていましたが、再生可能エネルギーの研究開発投資も並々ならぬものがありますから、その技術進歩を評価して将来の競争関係を明らかにすることが重要ということで、いろいろな予測値を踏まえ、さらに、14ページにありますように、再生可能エネルギーを大量に系統に投入するには、余剰出力の吸収のためや出力が変動する発電装置を多数抱えつつ良質の電気の供給のために大容量蓄電池の整備等、必要なインフラの整備も必要であるというご意見を踏まえて、両者のいろいろなすみわけの在り方と必要になる追加支出の関係をお示しできないかと考えていました。

ただし、この大綱策定作業は福島原子力発電所事故の発生を受けて、一旦中断することにしました。再開後は原子力発電についても現在経験している大事故に伴う損害の大きさも含めて、改めて比較検討を行わなければならないと考えているところです。

ところで、原子力行政はその性格上、内閣の重要課題であるエネルギー行政、環境行政、そして総合的な科学技術行政等と深い関係がありますから、内閣がそれらの行政において原子力委員会の決定をどのように尊重するかは、内閣の裁量にゆだねられています。エネルギー行政を例にとってこのこと少しく具体的に申し上げますと、15 ページにありますように、この行政は経済産業大臣の所掌するところであり、従来は、エネルギー政策基本法の定めるところに従い、そのもとにおかれている総合資源エネルギー調査会においてエネルギー基本計画が策定され、それを指針として推進されて参りました。現行のエネルギー基本計画は昨年に改定されましたが、そこでは、16 ページにありますように、2030 年には現状 38%である自主エネルギー比率を約 70%。現状 34%であるゼロ・エミッション電源比率を約 70%に、電源供給に占める再生可能エネルギーの割

合を現状の9%から約20%に、原子力発電の割合を26%から50%にすることを目指すとしています。

さらに、ご承知のように、最近は、内閣において重要施策の検討の場として閣僚委員会を活用する方向にあり、17ページにありますように、その一つである新成長戦略会議においてエネルギー・環境行政が重要課題の一つに位置付けられています。そして、福島事故後に再開された新成長戦略会議においては、第一回エネルギー・環境会議が開催され、18ページにありますように、今後一年程度のうちに革新的エネルギー環境戦略を策定し、これによって原子力政策大綱やエネルギー基本計画の方向性を示していくことが予定されています。

最近のこの会議の関係者の発言には、今後のエネルギー政策の方向性として再生可能エネルギーの寄与を増やして、原子力発電規模の縮小を目指すことを打ち出す可能性を示唆するものがあります。もし、そうなりますと、次の大綱においては、これまでは 2030 年以降、規模が 6 O GW 位でフラットに推移することを想定していましたので、右肩下がりのシナリオに切り替えていくための施策を含めて提示しなければならないのかもしれません。

津波被災と原子力事故により莫大な経済的損失が発生しているなかで、 そうしたギアチェンジで国民経済への負担をさらに積みますのが社会の 要請とすれば、いかにしたら、追加負担を少なくできるか、相当の創意 工夫が必要でしょう。いずれにしても、そうした内閣の方針も見極めつ つ、国民生活の水準向上への寄与という原子力研究開発利用の使命を見 失うことなく、皆様に尊重される原子力政策大綱を取りまとめていかね ばと心しているところでございます。

以上、我が国の原子力行政について、その概要と当面する課題について 私見を交えて、お話申し上げました。皆様のご審議に役立てば幸いです。 ご清聴ありがとうございました。